

第62回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成29年2月10日(金) 午後1時30分～午後3時20分

(2) 場所 杉妻会館 4階 牡丹B

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 佐藤初美 高畠亮
田崎由子 橘あすか 藤田一巳

イ 県側

総務部長、総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
農林水産部参事兼課長 農林技術課主幹兼副課長、森林計画課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹
出納局入札用度課主幹兼副課長
警察本部会計課主幹兼次席
喜多方建設事務所事業部長 喜多方建設事務所専門技術管理員
南会津建設事務所主幹兼企画管理部長 南会津建設事務所専門技術管理員
いわき建設事務所復旧・復興部長 いわき建設事務所事業部長
いわき建設事務所道路・橋梁課長
南会津出納室主幹兼副室長 いわき出納室長

(4) 次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成28年7月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成28年8月～12月)

ウ 平成28年度下請状況実地調査結果について

エ 平成29年度入札制度の改正点について

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第62回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

はじめに長谷川哲也総務部長から御挨拶を申し上げます。

【総務部長】 あいさつ

【入札監理課主幹兼副課長】

総務部長は、所用によりここで退席させていただきますのでご了承願います。

それでは議事につきまして、伊藤委員長、よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより、議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項4件、審議事項1件ですが、公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

【伊藤委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成28年7月～11月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【田崎委員】

7ページの不調状況の図の説明があったのですが、不調発生率が低くなっているということは、全体的な契約件数自体も減っているのでは、入札に参加する業者がなるべく取ろうとして不調がなくなってきたのかなと思います。復興関係の工事が減ってきていると考えてよろしいのでしょうか。

【入札監理課長】

7ページの一番右端の計ですが、H26年度とH27年度については年間の計になっております。年間を通して不調発生率が21.1%、15.7%あったということです。H28年度

は11月までの計ということで、この時点では1,400件に満たないぐらいということで、数的には例年と同じペースで発注されており、若干改善が進んでいると考えています。

【田崎委員】

そうしますと、H28年度全体の件数ではないけれども、不調発生率などを見るとずいぶん減っているということを感じられるので、件数には関係なく皆さん応札なさっているとっていいんですね。

【伊藤委員長】

ちなみに震災の前は、不調の発生率がほぼ0に近かったんですか。

【入札監理課長】

いえ、0ではないです。1桁だったと思います。

【伊藤委員長】

でも年度内には、なんとか解消できるくらいの現況だったわけですね。

【入札監理課長】

震災前にあった入札不調の一番多い例というのが全員失格というパターンです。全員が受注しようとして最低制限価格を割ってしまって、結果的に成立しなかったという場合もありました。

【伊藤委員長】

他、いかがでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。

次に、報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」(平成28年8月～12月分)です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

【入札用度課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

【森林計画課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか？ごさいませんようでしたら、次に進ませていただきます。
次に、報告事項ウ「平成 28 年度下請状況実地調査結果について」です。
事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

(「資料 3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【斎藤委員】

5 ページを見せていただきますと、「事業者への指導」で、一番多いのはやはり「見積書への法定福利費額の不明示」というのがありまして、22 件と一番多い量です。H28 年度からということで、まだ周知されていないということなんでしょうか。周知の方法とか徹底させるための指導とをどのようになされていらっしゃるんですか。

【入札監理課主幹】

28 年度から法定福利費の明示化がなされまして、この 22 者の 28 年度の状況も確認させていただきましたけど、指摘が 16 者、そのうち 2 者を除いて 28 年度の見積もりには記載あったということを確認しておりますので、ほとんどの会社が認識して見積もりに入れているかなというように感じております。

【伊藤委員長】

明示されていない 2 者について、原因などがおわかりになるんでしょうか。

【入札監理課主幹】

基本的には知らなかったみたいで、お話ししたことでこれからは明示しますという、回答をいただいています。

【田崎委員】

小さいことなのですが、この中に「働く女性応援」、あるいは「仕事と生活の調和」という認証を取得しているということで、この辺のことを簡単にどんなことか教えて下さい。

【入札監理課主幹】

県の認証制度がございまして、その認証を取りますと、総合評価の方で加点されるというのがございますので、企業として努力してるということでございます。総合評価で評価してるということで、元請になりたいといった会社はそういったものを含めてがんばって認証を受けているという状況になります。

【伊藤委員長】

どのような要件が満たされれば、県の認証がもらえるとか国の厚労省の「くるみん」との違いとか、具体的なことを今お答えできればお答え下さい。

【入札監理課長】

例えば、「働く女性応援」というのは、女性でなくて男性の育児休業取得制度が整ってたり、あるいはそのような事例があるところは認証されるなどというようなことだと聞いています。仕事と生活の調和はいわゆるワーク・ライフ・バランスということですので、そのあたりが制度として会社の中にあるかということが認証の基準ということになります。

【伊藤委員長】

これは、県のホームページを見るとそれはどういう基準か載っているのでしょうか。

【入札監理課長】

はい、雇用労政課のホームページに載っています。

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございました。他は、いかがでしょうか。

次に、報告事項エ「平成29年度入札制度の改正点について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【伊藤委員長】

ちょっと教えていただきたいのですが、4-1の参考資料の表面1ページのところに配点の区分が四角で囲んであり、「工事箇所と同一箇所にある」と書いてありますが、同一箇所とは市町村ということですか。

【入札監理課長】

市町村です。補足しますと、周辺部の方から建設事務所が存在します中心部の方に支店を置く場合はあるかと思いますが、同一管内ですと、委任先として認めていないので、今まで評価対象外でした。そうすると管外に本社のある業者の方が委任先があることによって、評価が上になってしまってバランスがおかしいのではないかとということで、建設業法上の許可を得た支店であれば同じ評価にしましょうという措置です。

【伊藤委員長】

要するに本宮の業者が郡山に営業所を作ると加点されて、福島に作ると加点されないということですね。

よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。

次に、審議事項ア「抽出案件について」です。

テーマは、「低入札価格調査案件における重点監督の実施状況」です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

齋藤委員、佐藤委員の順番で説明をお願いします。

【齋藤委員】

案件番号1と2と4を選びました。案件番号2はJVでなおかつ金額も大きかったので選びました。あとは、一つは南会津の案件で、気候の条件も良なくて、業者数も少ないということ。もう一つはいわきの案件だったということで、いわきは面積も広くて、災害復旧工事などが活発であることから選びました。

【佐藤委員】

案件番号1については、発注種別が最も多い舗装工事だったから。案件番号2と3は、工事成績評定点が低かった標準型であったことから選びました。

【伊藤委員長】

では事務局から資料の説明をお願いします。まずは制度の概要について説明して下さい。

【入札監理課主幹】

(「資料5-1」により説明)

【技術管理課長】

(「資料5-2」により説明)

【伊藤委員長】

それでは、案件番号1 南会津建設事務所の案件について説明して下さい。

【南会津建設事務所】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

資料の 5-2 の 2 ページ目、検査の実施ですが複数で実施するとか、どうゆうプロセスで実施するのかなど記載がありますが、資料 5 の 2 ページ目ですね、こちらの記載を見ると、誰がという点についての記載がないと思うのですが、これはなぜでしょうか。

【南会津建設事務所】

確認検査ですが切削をした際の出来型の確認、クラック防止シートを施工した後の確認、それから舗設の確認ということで 3 度ほど課長が行ってございます。

【佐藤委員】

特に伺いたかったのは、2 ページの下の方の※のところ、「いつ、誰が、どのよう〜」を記載してくださいという記載がありますが、その辺が記載されていないので、この辺がどうなっているのかをお伺いしたいのですが。

【南会津建設事務所】

その点ですが、一度重点監督の状況というところで、2 ページの 3 番ですが施工状況の確認の出来型・品質の確認イの部分ですが、H27 年 11 月 13 日にクラック防止シート張工完了。それから、H27 年 11 月 19 日に表層工舗設の確認、記入漏れがございしますが、管理課長が行っています。

【伊藤委員長】

それはわかりますが、下の※のところに「いつ、だれが」と書かれているのだから、本文の方に書くべきではないですかということですよ。

【入札監理課長】

今回、事務局のチェックも甘く、いずれの資料にも「誰が」ということが抜けておりますので、発言される方は、それを含めて答えられるようにお願いします。

【伊藤委員長】

では、案件番号 2 ではその辺も補足しながら、ご説明をお願いします。ほか、ご質問はいかがでしょうか。

【齋藤委員】

今の質問に関してなんですが、確かにそれは※で書いてあるのにそれが抜けているということで、それぞれの事務所で平準化されていないんじゃないかということが考えられますので、何が必須かということがわかるようチェックリストをおつくりになるのはどうですか。それは必ず書くということになさってはいかがでしょうか。

【入札監理課長】

この資料につきましては、重点監督のための資料ではなくて、この監視委員会のために作った資料ですので、編集の際にそこまで目が届きませんでした。今後このようなことがないようにしたいと思います。

【伊藤委員長】

そもそも誰がという点におきましては、確認をするときにどのような職位の人がやるのかという定めはあるんですか。例えば、課長以上であるとか、誰が確認するのかという主体は、その同建設事務所の誰でもいいということではなくて、これ以上の位の人ですよという決まりはあるんですか。

【技術管理課長】

これは、例えば安全パトロール等で主幹未満の監督員であれば、主査以上の職員と複数で実施するとか、施工体制の確認につきましても主査以上のものと一緒に確認、施工体制の確認につきましては課長等と不定期的に行うということを実施していきます。なお、課長につきましては、必要に応じてというよう表現もしておりますので誰でもいいという訳ではありません。

【伊藤委員長】

南会津の調査に行かれたのが7月くらいでしたっけ？大丈夫かなという点があって調査をしていただいたのですが、2者というのは少ないんですけど南会津の落札率86%というのは非常に低いので、調査をしたから影響があったのか、あるいは調査前の結果ですか。

【入札監理課長】

これは、契約が去年の契約ですので、調査の前になります。

【安齋委員】

地域要件が県内になってますけども、入札参加可能業者数は何者でしょうか。この件数の場合だと隣接3管内で30者は満たしてはいないんですか。

【南会津建設事務所】

入札可能業者は、県内で舗装の登録がある会社が200者ほどございます。隣接3管内では67者です。

【伊藤委員長】

他はいかがでしょうか。それでは、次に移らせてもらいます。

次に、案件番号2 喜多方建設事務所の案件について説明してください。

【喜多方建設事務所】

(「資料 5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【橋委員】

今の調査結果とは関係ないのですが、この県の積算はある程度正当性があるとは思いますが、この JV の方々は何故これほどまでに乖離した金額で入れることができたのかの原因をできればお伺いしたいです。それと、安く入札しているので、本当にこれで工事が遂行されているのかというところを、実際に県の方々がチェックされていると思うのですが、こういったところに関してお話ししていただくと非常にありがたいです。

【入札監理課長】

今のは 87%という金額に対して、不安がなかったということではないんでしょうが、大丈夫であろうと判断したところほどの辺にあるのかという質問だったと思われま

【喜多方建設事務所】

先ほどの低入札価格調査の実施ということで資料の 5-1 の 1 番、別記の①番から⑬番に則りまして、すべて確認してございます。それと金額が 13 億ということで大規模でございまして、スケールメリットが働いたということと全国でも材料の重さが 1,000t を越える大規模な橋梁ということで、受注意欲が働いた結果の競争だったのではないかと考えています。

【藤田委員】

施工状況確認の中で、使用材料の確認ということで鋼板の工場検査を行っていますね。それは川田工業のどこの工場のものでしょうか。

【喜多方建設事務所】

1,000 t 以上の材料になって、四国の大きな工場の方でジョイント会社である川田の工場の方でやるということになっています。

【藤田委員】

当然、製作品の輸送も大変ですよ。

【喜多方建設事務所】

製作が終わった段階で 3 月の雪解け後に仮設材(送り出す材料)を入れて、それから随時、桁を四国から運搬してこれから実施するところです。

【藤田委員】

また、製作品の溶接個所の検査方法にも難しい面があると思いますが。

【喜多方建設事務所】

その辺は超音波で、不可視部分といいますか、後から見えなくなるところを、工場に行って確認したところでございます。

【佐藤委員】

8 ページの 3 のア、イ、ウのそれぞれについて、課長と担当者は何名ということなんでしょうか。

【喜多方建設事務所】

アにつきましては、工事検査課の副課長 1 名と監督員 1 名合計 2 名でございます。イとウについては、課長と監督員ということで 2 名で、各 2 名ずつでございます。

【伊藤委員長】

2 年以上かかるかなり大きな工事なんですね。

【喜多方建設事務所】

契約が 30 年度 3 月 24 日までなので。

【伊藤委員長】

にもかかわらず、3 者ともかなり近い金額ですよ。50 万、100 万の違いですね。

【安齋委員】

鋼材が安定してきたんだと思います。

【伊藤委員長】

やはり、材料費が大きなウエイトを占めている工事と考えてよろしいんですか。

【喜多方建設事務所】

半々くらいです。

【安齋委員】

このケースは、価格競争で 2 番の業者が総合評価で逆転して、結果的に取っているんですけども、この技術提案のところ「工事に伴う第 3 者への配点」、これが大幅に違うんですが、理由は何でしょう。

【喜多方建設事務所】

今回求めた、工事に伴う第三者への配慮にありましたとおり、安全対策に関する技術提案につきまして差が出たという結果でございます。

【安齋委員】

事故があったという訳ではなかったんですね。

【喜多方建設事務所】

そういうことではございません。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

次に、案件番号3及び案件番号4 いわき建設事務所の案件について2つまとめて説明して下さい。

【いわき建設事務所】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【技術管理課長】

先ほどの訂正なのですが、重点監督の立ち会いですが、決められた段階確認がありまして、こちらは原則課長以上、先ほどの資料5-2の2ページに書いてある2番の不定期監督確認の実施については、主査以上の職位にあたる者、中間検査におきましては、必要に応じて課長相当職以上の者となっています。

【佐藤委員】

重点監督を実施される方は、監督の能力がある方が監督をされているかと思うのですが、具体的には研修が行われているとか、監督能力を担保するものとはどのようなようになっているのでしょうか。

【技術管理課長】

土木の専門研修というのがあり、そこで監督員の研修を実施しておりまして、重点監督も含めてこんなこともやっているということで指導してます。それから課長以上の者が、原則、決められた段階確認については行いますので、課長につきましてはこれまでの経験と監督ポイントを常に把握し、適切に確認します。

【佐藤委員】

具体的にはどのくらいの頻度ですか。

【技術管理課長】

それは頻度というより各段階に応じて、例えば型枠の検査であったり、出来型の検査であったり、その高さを測って間違っていないかというのを監督員だけじゃなくて課長も同席のうえ、その確認をしていくという形になります。

【土木部次長】

佐藤委員からのお話ですが、職階といいますか、技師、その次に副主査がありまして、今いわれている主査というのがあり、その上に主任主査いわゆる係長もいるんですけど、土木部では、副主査になった年、主査になった年、その職に見合った研修をその年にやっております。主査になった時に主査研修があり、そういう意味での主査以上という職階を当てているというところでございます。

【高島委員】

案件番号の3、13ページの中に、配達日指定郵便ではないためということで無効になった案件、基本的なことだと思うのですが、これまでも年間になると結構多かったのでしょうか？それとも、希なケースだったのでしょうか？

【入札監理課長】

これにつきましては、27年度に実施した発注ということになるんですけども、御存知の通り28年度から全面的に土木部と農林水産部の入札に関しては電子入札にいたしました。ということで、今年度からはこの種の事故というのは発生していないということになりますけれど、この事故に限らず、かなり大きな工事で郵便の間違いで失格になったというのは、こちらの方でも報告させて頂いたことがあったと思います。

【伊藤委員長】

多分、地域・県によって少しずつ制度は違ったりするんで、福島でもこんなものだろうと思って送ってしまったということがあるかもしれないですね。電子入札になれば基本的にはこのようなことは起こりえないということですね。

【安齋委員】

この10社の中に、PS三菱、それから日本PS、富士PSとPSがつくのが3社あるんですが、グループですか。

【入札監理課長】

PSというのは鋼橋上部工を請負う会社に多い名前ということで、繋がりはないです。

【伊藤委員長】

抽出案件全般に関する意見交換に移りたいと思います。どなたか発言される方はいらっしゃいますか。

【安齋委員】

そもそもですけど、抽出案件は5件選ぶのではないですか。なんで今回4件なんですか。

【入札監理課長】

今回、佐藤委員と斎藤委員で、同じものの抽出が2つありまして、残りを1つずつ選ばせていただいたんですけど、説明の内容がかなり多かったものですから時間も考慮して4件とさせていただきます。

【伊藤委員長】

次は、「各委員の意見交換」です。
どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

【高島委員】

前回11月8日に意見聴取という形で、各団体さんのお話と事務局さんのご説明をうかがったのですが、その時の「今後努力していきたい」とか「検討する」といった保留案件について、進展があったとか変わったことがあった時には、各団体さんに文書回答などはあるのですか。

【入札監理課長】

基本的には回答できるものであれば回答することになりますが、年々の改善なり改正なりを続けていくということにおいては特段の回答は致していません。

【伊藤委員長】

今日で言いますと資料4のところに入札制度の改正というのがございますよね。例えば地域の問題であるとか、あるいは方式を変えますよとかそういう改正が行われた時に、どういう形で業者の皆さんにお知らせする形になってるんですか。

【入札監理課長】

基本的には、報道なり、ホームページを介して今年度の改正点という形でお知らせしてます。

【伊藤委員長】

基本的にはホームページを見ればわかるということですね。そういう意味では、いろんな形でご要望に対応して制度を変えるとか改善したという分に関してはホームページで確認していただくということですね。

次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

(特になし)

【伊藤委員長】

本日予定されていた議事は以上となります。

今年度は、本日が最終の監視委員会ということで伺っております。我々の任期も3月までということで、現在のメンバーでの審議は、今回が最後ということになりました。

中でも、長期にわたり委員をお勤めいただきました安齋委員、田崎委員、藤田委員が、今期をもって委員を御退任されるということでございます。

最後でございますので、御退任される方々から一言ずつ御挨拶をお願いします。それではまず、安齋委員をお願いします。

【安齋委員】

談合事件が起きて、平成18年の10月に検証委員会というのを作ったのですが、私は、その時のメンバーです。当時、時間がないから12月までに答申案をまとめてくれと言われて、3ヶ月で大急ぎで審議しました。そのとき作ったシステムが、現在の原型になっています。当時作った最終答申案の中でほとんど実行されました。ただ一つ実行されなかったのは、入札ボンド方式だけです。あの時は、とにかくそういった方法がある中で日本で馴染みがあるかどうかはまったくわからないけれども、金融機関などが注目してこれから始めるのではないかとということで、検討だけはしてくださいと。それ以外は、提案が全て盛り込まれています。ただ、あの時私も入札を不勉強のまま入ったんで、付け焼き刃でいろんなものを検討しまして、先行していたのが宮城県だったのでその伝手を辿って、どのような改革をしたのかつぶさに聞いてきました。それであの時、分からなかったのが施工体制事前提出方式です。宮城県に聞いたら県で開発した手法なんですよと言われました。だから国交省のデータにもなく、宮城県のホームページにわずかに載っているだけで、あれが非常にユニークな制度でした。そのような感じで検証委員会では思い切ってどんどん提案をしました。その後19年の1月から、こちらの委員会は立ち上がったんですが、条例に基づく委員会ですので重みがあります。ちょうど今年の3月で満10年になります。私と藤田さんと田崎さんがちょうど満10年ということで引退することになりました。あとは大体軌道には乗ってますし、あとは制度の中にいろんなバルブを仕掛けてありますので、緩める時もきつくする時も少しのバルブをいじくれば大体の制度には対応できるようにしているはずですので、それでも足りない時には時代に対応した新制度を提案していただければありがたいという思いでございます。

【伊藤委員長】

どうもありがとうございました。

次に、田崎委員をお願いします。

【田崎委員】

今の安齋委員の話の内容で、私もだいぶ思い出しました。やっぱり震災前と震災後ではだいぶ捉え方が皆さん違ってきていて、震災後は現状に合わせるということがだいぶ出てきたのかなというように思います。先ほどバルブのことで、今後それが緩むのかきつくなるのかということは、皆さんがこれから検討していかなければならないというこ

とだと思えます。ただし、その目的としてあるその公平性であるとか透明性であるとか、そういった部分は変わらないと思えますが、震災後は緊急性であるということで、その辺が職員の皆さんもご苦労なさったんじゃないかなという風に思っております。最後ですけど、委員の皆さんにもいろいろお世話になりましたし、職員の方々のいろいろなご苦労もお聞きすることが出来て、自分としても考えることが多かったと思えます。職員の皆さん、大変ご苦労様です。今後ともよろしく願います。

【伊藤委員長】

どうもありがとうございました。
次に、藤田委員願います。

【藤田委員】

私も、安齋先生の前で入札制度等に関しまして、一生懸命勉強させて頂きました。私は中小企業診断業務の中で、仕事柄建設業の現場を見てきております。業界診断ということで県内各地域の建設業の実情をくまなく見て歩いた経過がございます。そのような関係で、この委員会において入札結果の検証を行うなど、貴重な体験をさせていただきましたこと、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

【伊藤委員長】

どうもありがとうございました。
実は、福島県は、福島市、郡山市、伊達市が監視委員会をつくったのですが、それらは全部「入札監視委員会」なのです。県だけが「入札制度等監視委員会」ということで、制度、仕組みの見直しも含めた委員会となっております、3人の委員の皆様が苦労してつくられたというのが今の基になっているということがよくわかりました。
では、私からは以上です。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第 62 回福島県入札制度等監視委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。